

南伊勢町告示第 94 号

住民監査請求監査結果について

このことについて、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により告示する。

令和 4 年 7 月 29 日

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 松葉 和久

記

別紙

南監第 14 号
令和 4 年 7 月 29 日

監査請求人様

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 松葉 和久

住民監査請求について（回答）

令和 4 年 6 月 24 日付で提出された住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項に基づき監査した結果は、次のとおりです。

第 1 監査の結果

本件請求について、合議により次のように勧告することに決定しました。

勧告

町長に対し、次の内容を勧告します。

これまでの経緯も踏まえ改めて監査委員として検証した結果、今回の住民監査請求に対し、個別外部監査契約に基づく監査を実施するよう勧告します。

第 2 請求の受付

1 請求人

奥村勉

2 請求書の提出日

令和 4 年 6 月 24 日

3 請求の要旨

会計事務をひとりに任せていた部署において、現在から平成 28 年度までさかのぼり、再度、監査を実施し不正がないか確認せよ。

4 要件審査

監査委員は、令和 4 年 6 月 28 日及び 6 月 29 日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下、「法」という。）第 242 条所定の要件を備え

ているものと認め、監査を実施することに決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

上下水道課の平成28年度から平成30年度まで、町立南伊勢病院については令和元年度から令和4年5月までの会計事務について監査対象事項としました。

2 監査対象局

町立南伊勢病院及び上下水道課としました。

3 証拠の提出及び陳述の機会

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を7月14日に設けましたが、請求人は陳述しませんでした。

4 監査対象局の弁明の概要

請求人の主張のとおり、少なくとも平成29年度から発覚時までにはわたり、多額の横領があったことは事実である。現在、本町は刑事告訴するため、警察による告訴受理を待っている段階にある。横領の手法について、請求書の改ざんによる偽の支出決議書の作成や、病院利用料収入（窓口支払い分）の着服、病院管理通帳から無断で出金する手法をとっていた。なお、本人からは弁済の意思を確認している。

第4 監査の結果

1 監査委員の判断

少なくとも平成29年度から令和4年度までにわたる使途不明金が発生し、公金横領疑惑があることは否定できません。手口として、上下水道課所属の平成29年度から平成30年度まで請求書を改ざんし、偽の支出決議書を作成する手口により横領。また、町立南伊勢病院所属の令和元年度から令和4年5月まで病院利用料収入（窓口支払い分）を横領、及び病院管理の通帳から無断で出金し横領する手口により、使途不明金の金額は1億5千5百万円以上となります。

現金を扱う業務について、不正や不適切な会計処理がなされていないか、組織として十分な体制をとり、適切な着眼点、方法のもとチェック機能が有効に働いていたのか検証が必要であり、また、原因究明と再発防止策の策定などを通じて、町民の信頼回復に努める必要があります。

以上のことを踏まえ、請求人の主張する「監査を実施し不正がないかを確認する」ため、南伊勢町監査委員の合議により、個別外部監査契約に基づく監査を実施していただくことが必要であると判断しました。

2 結論

これまでの経緯も踏まえ改めて監査委員として検証した結果、令和5年3月31日までに、以下4項目において個別外部監査契約に基づく監査を実施するよう、町長へ勧告します。

- ①事案の内容と発生原因及び損害の概要を明らかにすること
- ②職員に対する賠償を求めることの可否
- ③損害賠償の対象者、賠償金額に関する意見
- ④町立南伊勢病院、上下水道課以外の部門への再度の監査の必要性